

畜 第 1075 号
令和 5 年 3 月 28 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会長

様

岩手県知事 達増 拓也

家畜伝染病のまん延防止のための家畜、県内の区域等の指定の変更に
ついて
このことについて、別紙のとおり告示しましたので、お知らせします。

【農林水産部畜産課 山岸竜馬（電話 019-629-5729）】



岩手県告示第187号

家畜伝染病のまん延防止のための家畜、県内の区域等の指定（令和5年岩手県告示第136号の2）により指定した県内の区域を別図のとおり変更する。

なお、「別図」は、省略し、岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県告示第136号の3、4、5及び第187号において指定する区域

移動禁止、催物の禁止、と畜の禁止、ふ化させることを禁止する卵の生産区域

～3km

